

中能登町競争入札心得

平成 23 年 10 月 1 日

告示第 4 8 号

(趣旨)

第 1 条 中能登町所管の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、中能登町財務規則（平成 17 年規則第 28 号。以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第 122 条の公告において指定した期日までに一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（財務規則第 126 条第 2 項に規定するものとする。以下同じ。）を契約担当者の指定する出納員又は取扱い機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約担当者の審査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添えて提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第 4 条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場等並びに入札執行通知（以

下「設計図書等」という。)を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。なお、一般競争入札では、入札公告において、質問書の受付期間及び方法を定めるものとする。

- 2 入札書は、別記書式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所には訂正印を押さなければならない。

なお、入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳書」という。）の添付を求められた場合は、必ず入札書に添付するものとする。

- 3 入札書の郵送は認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書き、中封筒に入札名及び入札日時を記載し、契約担当者あて親展で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、令第 167 条の 4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

（入札の辞退）

第 4 条の 2 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、次の各号に掲げるところによりいつでも入札を辞退することができる。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届（別記様式 2）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 4 条の 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律

第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第 5 条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは中止することがある。

2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が 2 人に達しないときは、入札を取りやめるものとする。

3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。ただし、入札公告において別に定める場合は、この限りでない。

(無効の入札書)

第 6 条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 当該入札に対する同一人の 2 以上の入札書
- (2) 資格を有しない者のした入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 第 3 条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書
- (5) 記名押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。
- (8) 明らかに連合によると認められる入札書、又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (9) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札書
- (10) 再度入札にあたり、第 1 回目の入札の、最低価格以上の入札書
- (11) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格の入札書
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者は除く。）のした入札書
- (13) 見積内訳書の添付を求められている入札において、見積内訳書の添付がない又は内容に

記載がない見積内訳書を添付した入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立はすることができない。

(開札)

第8条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合を除く。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

2 第6条の規程により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わ

って入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第 12 条 落札者は、契約書を作成する場合には契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合には落札決定後速やかに、契約金額の 100 百分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第 146 条に規定するものとする。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 第 3 条第 2 項の規定は、「入札保証金」を「契約保証金」に、「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に、「当該入札保証保険契約」を「当該契約保証保険契約」に読み替えて、前項のただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を契約保証金納付書により中能登町指定金融機関に振り込み、契約保証金領収証書の交付を受け、これを出納長又は出納員に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。

4 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて出納長又は出納員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。

5 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第 13 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第 14 条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 5 日以内（中能登町の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）に契約書の案（契約金額が 100 万円以下の場合は請書とする。以下同じ。）を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5,000 万円以上の工事又は製造の請負で契約担当者が指定するものについては、仮契約書の案を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の場合については、町議会の議決又は町長の専決があったときに本契約となるものとする。

3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第16条 第4条から第9条本文まで、第10条、第12条、第14条及び第15条の規定は、入札保証金及び見積内訳書に関する規定を除き、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。

附 則 (平成23年10月1日告示第48号)

この心得は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日告示第24号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。